

京都府地域ケア確保推進指針の概要

平成20年3月
京都府保健福祉部

1 指針の趣旨

平成18年6月に医療制度改革関連法が成立したこと等に伴い、平成23年度末で介護療養型医療施設が廃止されるなど、今後、療養病床の再編成が本格化していくことになる中、京都府において、その受け皿づくりを含めた将来的な介護等のニーズや、地域での社会資源の状況等に即した「地域ケアの確保」を推進するための方向性を提示する。

2 指針の内容

基本姿勢

医療・介護サービスの必要な方に対する適切なサービス提供の確保を基本姿勢とし、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心・安全に自立して暮らし続けるための基盤となる「地域ケアの確保」に向けた取組を推進。

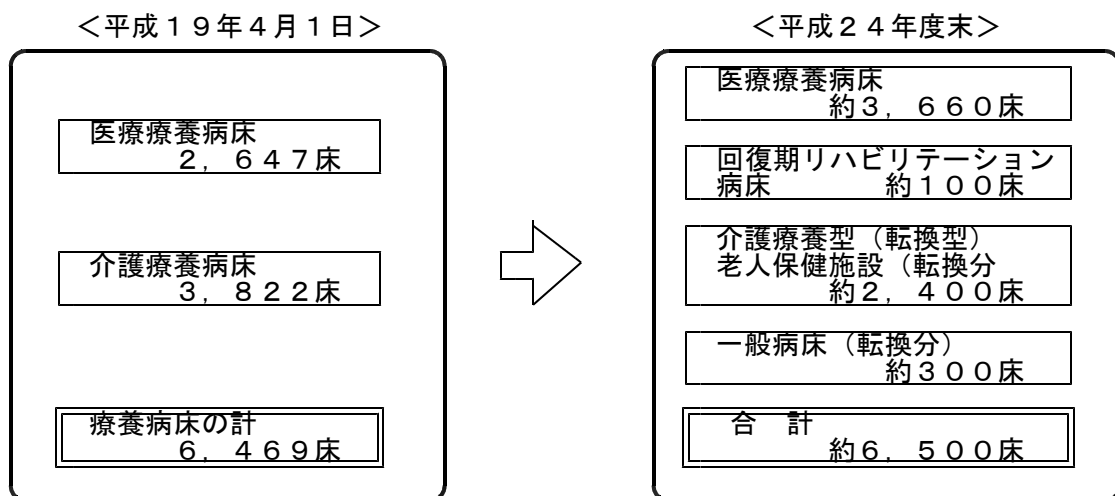
地域ケア確保の基本的な考え方

- (1) 高齢者の立場に立った保健・医療・福祉の一体的サービスの提供
- (2) 高齢者の自立支援
- (3) 高齢者を地域全体で支える社会システムの構築
- (4) 高齢者の人権の尊重

療養病床の見通し

(1) 現時点における療養病床の今後の見通し

平成20年1月～2月に行った療養病床を有する全医療機関との意見交換の結果等から、京都府において推計したもの。ただし、最終意向未定が多く、かつ、報酬基準や施設基準の詳細が明らかでない時点での見通しであるため、依然、流動的な要素は残されている。



これらの状況から、京都府においては、現に入院されている患者の方に必要な医療・介護サービスは継続される見通しとなっており、今後とも関係団体や関係医療機関等とも連携・協働する中で、この見通しが現実のものとなるよう努める。

あわせて京都府としては、一層の高齢化の進行に伴って今後増大する高齢者サービスへのニーズに的確に対応するため、引き続き必要なサービス量の確保を目指すとともに、府政円卓会議、中間案に対するパブリックコメント等でお聞きした幅広い府民の方々からの御意見等も踏まえ、府庁内のワーキングチームにおいて作成した「地域ケア体制を確保するための方策」を積極的に推進していくこととしており、本指針にもその方向性を明記するとともに、市町村等とも協力して、その実現を目指す。

※ なお、京都府においては、多くの医療機関の動向が未確定であることから、この見通しはあくまで暫定的なものとし、平成20年度における各市町村の第4期介護保険事業計画及び京都府の第5次高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業支援計画）の策定において、引き続き検討。

(2) 京都府としての対応

- ・利用者（入院患者）の実態や医療機関の意向を踏まえた対応
- ・療養病床から移行する利用者の受け皿づくりの推進
- ・療養病床の転換等に伴う相談体制の整備

地域ケア体制を確保するための方策

1	介護等サービス基盤の整備・マンパワー確保	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションの施設整備への助成 ・地域密着型サービス(グループホーム、小規模多機能等)の基盤整備促進 ・介護従事者のケア技術向上 ・介護人材の確保・資質向上の支援 <p style="text-align: right;">など</p>
2	在宅医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を支える医療従事者の確保・養成 ・地域における病・診連携システムの構築等 ・かかりつけ医、ケアマネジャー等の連携強化の支援 <p style="text-align: right;">など</p>
3	見守りの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力再生による見守り活動の強化 ・災害時における要配慮者の支援 ・高齢者の成年後見制度利用促進など権利擁護の充実 ・地域連携による認知症の早期発見体制の確立 <p style="text-align: right;">など</p>
4	多様な住まい等の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・施設等の情報提供相談システムの整備支援 ・介護サービスの付いた住宅の整備促進 ・転倒骨折を予防するための住まい及び暮らし方の普及 <p style="text-align: right;">など</p>

各主体の役割

- ・京都府、市町村、府民・事業者・関係団体等の役割について記載。

留意事項

- ・市町村が今後策定する次期高齢者保健福祉計画作成の指針とする。

3 主な経過

平成18年9月～平成20年3月	地域ケアあり方検討会議を開催し、内容について協議
平成18年10月・平成19年8月	療養病床アンケート調査の実施（2回）
平成19年9月～10月	府政円卓会議の開催（3回）
平成19年12月	指針中間案を12月府議会に報告 パブリックコメントを実施
平成20年1月～2月	医療機関との意見交換を実施
平成20年3月	指針最終案を2月府議会に報告 指針を決定